

スポーツを通じた地域の魅力創出事業委託業務企画提案指示書

1 委託する業務名

スポーツを通じた地域の魅力創出事業委託業務

2 委託業務の目的

北海道は、恵まれた自然環境のもと、安全・安心で美味しく栄養豊かな「食」があり、特に、くしろ地域は農産物や水産物、畜産物、ジビエに至る「食」の宝庫である。

また、くしろ地域では、夏の冷涼な気候など地域の特性を活かしたスポーツ合宿の誘致が進められており、スポーツと「食」を融合させる新たな魅力創出の取組を行うとともに、スポーツ団体のニーズにマッチする情報発信を強化することで、更なるスポーツ合宿の誘致を進め、地域の活性化を図るための具体的な方策検討の基礎となる調査・検討を行う。

3 委託業務の内容

本業務は、くしろ地域の更なる合宿の誘致による誘客を促進するため、スポーツと「くしろ」の食が融合した新たな魅力の創出する取組を行うとともに、地域一体となりスポーツ団体のニーズにマッチングする情報発信を強化する。

(1) スポーツと「くしろ」の食が融合した新たな魅力創出基礎調査

地場産品を活用した合宿用食メニューを開発するため、各種調査を企画すること。

① 各種スポーツにおいて求められている栄養管理に係る調査

くしろ地域に合宿に訪れている団体、訪れる可能性がある団体に求められている栄養管理について調査を行う。

② 地域がアピール可能な食材に係る調査

くしろ地域の市町村がアピールを望む食材、その食材に係るメニュー開発に資するデータを調査し取りまとめ、地域食材リストを作成する。

③ アスリートの競技力向上など寄与するメニューを開発・提案できる人材の調査

くしろ地域の地場産品を活用して合宿用メニューを開発・提案できる人材を調査し、メニュー開発の体制を取りまとめる。

④ 合宿用食メニューの開発

①～③に基づき、複数のメニューを開発する。

⑤ 食に係る新たな魅力のプロモーション提案

各調査結果、開発メニューを踏まえ、どのような媒体でプロモーションを行うべきか企画・提案する。

⑥ 調査報告書の作成、調査結果の公表

調査報告書を作成し、調査結果について、公表する場を企画する。

(2) スポーツ団体のニーズにマッチングする情報発信

① スポーツ団体が求める合宿に係る情報調査

合宿に係る情報（宿泊施設・移動手段の調整を含む）がどのような媒体で発信を求められているのか、スポーツ団体への聴取、各種大会等を活用した参加者へのヒアリング等により調査する。

② スポーツ団体への情報発信

①の調査結果を活用し、くしろ地域に合宿に訪れている団体、訪れる可能性がある団体に対し、広く伝わる内容を企画・提案をする。

4 委託期間

契約締結の日から平成31年3月20日（水）まで

5 予算上限額（消費税及び地方消費税を含む）

2,858千円

6 実績報告

事業終了後、実績報告として次のものを提出する。

- (1) 委託業務実施報告書
委託業務の内容に関する報告書〔製本（A4版）1部、電子媒体（CD-ROM等）一式〕
- (2) 本事業で実施した基礎調査について、調査ごとに報告書を作成すること。
- (3) 本事業で開発した合宿用メニューのレシピ集を作成すること。

7 審査基準

審査は次の項目について評価するので、この点に留意の上、企画提案書を作成すること。

- (1) 事業者の業務遂行能力
 - ①合宿誘致の実績を有し、人員体制、緊急時の連絡体制が確立されており、業務遂行に十分な知識・経験があるか。
 - ②業務を効率的かつ効果的に実施できるスケジュールとなっているか。
- (2) 企画提案の適合性
 - ① 基礎調査
 - ・ 栄養管理調査
現在の栄養管理状況、希望する食メニューを具体的に把握する調査になっているか。
 - ・ 食材調査
食材リストは、くしろ地域の地場産品を盛り込み、合宿用食メニューに活用できる内容となっているか。
 - ・ 人材調査
開発した合宿用食メニューの提供に協力可能な人材を抽出できる内容となっているか。
 - ・ 合宿用食メニューの開発
地域での供給が実施可能な内容であるか。
 - ・ 調査結果の公表
効果的で工夫がされている公表方法となっているか。
 - ② 合宿団体ニーズ情報発信
 - ・ 合宿団体ニーズ調査
合宿者が必要とする情報や情報発信方法を把握できる内容になっているか。
 - ・ 合宿団体ニーズに合わせた情報発信
合宿者が必要とする情報が理解しやすく広く伝わる内容になっているか。
 - ③ その他
事務経費の効率的な執行となっているか。

8 参加表明書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書及び添付書類等を提出すること。

- (1) 提出書類：参加表明書、添付資料（登記簿謄本（写）、納税証明書等）
- (2) 提出部数：1部
- (3) 提出期限：平成30年6月11日（月）午後5時（必着）
- (4) 提出場所：釧路市浦見2丁目2番54号 釧路総合振興局保健環境部環境生活課
- (5) 提出方法：持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれかによる。持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで）

9 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、道からの提出の要請を受けた者は次のとおり企画提案書等を提出すること。

- (1) 提出書類：企画提案書、付属資料
- (2) 提出部数：7部（会社名、業務従事者氏名を記載したものを1部、記載しないものを6部）
- (3) 提出期限：平成30年6月27日（水）午後5時（必着）
- (4) 提出場所：釧路市浦見2丁目2番54号 釧路総合振興局保健環境部環境生活課

- (5) 提出方法：持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれかによる。持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで）
- (6) 留意事項：「企画提案指示書」に沿った企画提案書を「企画提案書作成要領」に基づき作成すること。

10 企画提案審査方法

企画提案書を提出した者に対してプロポーザル審査会においてヒアリングを実施することとし、ヒアリングの日時、場所、留意事項等は別途通知する。

11 委託契約に関する基本的事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として道と受託者が協議して決定する。
- (2) 道は受託者に対して、道がこれまで取りまとめた資料等について、可能な範囲で提供する。
- (3) 本事業に関する著作権（製作過程で作られた素材等の著作権も含む）その他の権利は北海道に帰属するものとする。

12 その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本円を使用すること。
- (2) 契約書
別途作成する。
- (3) 無効となる参加表明書又は企画提案書
企画提案書等が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
 - ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
 - イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (4) 審査結果の通知
企画提案書の採否は書面により通知する。
- (5) その他
 - ア 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
 - イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。
 - ウ 提出された企画提案書等は、プロポーザルの目的以外には提出者に無断で使用することはないこと。
 - エ 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製することがあること。
 - オ 各提出書類の提出後の差し替え及び再提出は認めないこと。
 - カ 提出された全ての書類は返却しないものとする。
 - キ 期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加表明書の提出があっても、企画提案の参加の意思がないものとみなす。また、企画提案書のヒアリングに出席しない場合も同様に企画提案の参加意思がないものとみなす。
 - ク 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。

13 問い合わせ先

〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号 釧路総合振興局保健環境部環境生活課
TEL 0154-43-9151